

## 秦野市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(令和8年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等の人材確保並びに就業継続及び離職防止を図り、保育士等が働きやすい環境を整備するため、保育士等の宿舎を借り上げた保育所等の事業者に対して、補助金を交付することについて、秦野市補助金交付規則（昭和53年秦野市規則第2号。以下「規則」という。）第19条の規定により必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定こども園の認定を受けた保育所、同法第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園及び同法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連携型認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を運営する事業所

2 この要綱において「保育士等」とは、保育士及び保育教諭をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育所等の事業者が次条に定める補助対象保育士等を居住させるための宿舎（その保育所等の事業者、その事業者の役員、従業員及びその親族その他特別の利害関係がある者の所有に係るものを除く。以下「宿舎」という。）を借り上げる事業とする。

(補助対象保育士等)

第4条 補助の対象となる保育士等（以下「補助対象保育士等」という。）は、次条に定める補助対象事業者に雇用され、本市内に所在する保育所等に勤務する保育士等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童福祉法第18条の6に規定する保育士資格を有する者
- (2) 月120時間以上保育業務に従事している者
- (3) 保育士等が住宅手当及びこれに類する手当等の支給を受けていないこと。

- (4) 雇用開始された日の属する会計年度から起算して10年以内であること。  
(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内に借り上げている宿舍を有すること。  
(2) 雇用した補助対象保育士等を前号の宿舍に居住させていること。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象とする保育所等の事業者が本市に納付すべき市税等を滞納しているときは、この要綱による補助の対象としない。  
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施年度における宿舍の借り上げに要する賃借料及び共益費又は管理費（以下「賃借料等」という。）とする。ただし、補助対象保育士等が居住していない期間の賃借料等又は補助対象保育士等の居住期間が1か月に満たない月の賃借料等は、この要綱による補助の対象としない。

2 補助対象保育士等から賃借料等を徴収している場合は、その賃借料等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の月額と「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日こ成事第520号）」別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定められた月額を比較し、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

2 前項により算出した補助金の総額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。この場合において、その申請に係る補助対象事業については、その年度の4月1日から適用するものとする。

- (1) 事業計画書（第1号様式）  
(2) 収支予算書（第2号様式）  
(3) 補助対象保育士等の就労証明書（第3号様式）  
(4) 宿舍に係る賃貸借契約書の写し

- (5) 補助対象保育士等の住民票の写し
- (6) 保育士等の資格を証明する書類の写し  
(変更申請書の添付書類)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が規則第8条第1項に規定する事務事業計画変更申請書を提出するときは、事業計画書(第1号様式)を添付するものとする。  
(実績報告)

第10条 規則第13条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書(第4号様式)
- (2) 収支決算書(第5号様式)
- (3) 補助対象事業者が宿舍借り上げに係る賃借料等を支払ったことを証明する書類(領収書等)の写し  
(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合は、その仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させることができる。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。